

仕 様 書

1 委託業務名

「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業」実施委託業務

2 業務の背景・目的

自動車産業の一大集積地である本県において、電動化やデジタル化などの技術革新やカーボンニュートラル対応など「100年に1度」の大変革期を乗り越えるため、競争力の強化を目指す中小・中堅自動車サプライヤー企業に対し、新規事業の事業化に向けた総合支援プログラムを提供することで、県内の自動車関連企業の更なる発展と競争力の強化を図ることを目的とする。

3 業務の内容

中小・中堅自動車サプライヤーを対象に、新規事業を創出するための計画策定から計画内容の実行までを伴走支援するプログラムを実施する。

4 業務内容の詳細

県内中小・中堅自動車サプライヤーを対象に、新規事業開発について学ぶセミナーを開催する。また、新規事業を創出するための計画策定から計画内容の実行までをコーディネーターが一貫して支援する総合支援プログラムを実施する。また、新規事業計画の事業化を推進するため、前年度等に支援を行った企業へ追加での伴走支援を行う。

○ 支援対象企業

新規事業創出の取組を検討する県内中小・中堅自動車サプライヤー企業

- ・ 新規事業開発促進セミナー 30社程度
- ・ 新規事業計画の策定支援（フェーズ1） 10～15社程度
- ・ 新規事業計画の実行支援（フェーズ2） 5社程度
- ・ 新規事業計画の事業化支援（アドバンス） 3社程度

支援にあたっては、製造業における新規事業創出に必要な知見や経験を有するとともに、オープンイノベーションについての知識やネットワークを持つコーディネーター等（以下、「コーディネーター」という。）を通年で配置して、個別伴走支援や関係者との各種調整を行う。また、支援中盤に中間報告会、終盤に成果報告イベントを企画・開催し、事業成果の横展開に向けた取組を行う。

具体的には、以下の（1）～（4）に掲げる支援事業の実施・運営及びそれに伴う業務について必要な事務を行うこと。

（1）支援企業の募集

- ・ 参加を希望する企業を募集すること。募集の際は、本事業の事業内容を想起さ

せるプログラムネーミングを決め、WEB ページを作成するとともに、募集期間を1か月程度設けること。

- ・ 募集にあたって、メディアや SNS、委託事業者の有するネットワークを活用し、プロモーションを行うこと。
- ・ 募集締切後、支援企業を選定すること。選定の方法については、県と協議を行って実施すること。

(2) 支援プログラムの実施

(ア) 新事業開発促進セミナー 【30社程度】

- ・ 新規事業開発についての基本的な知識や手法を学び、フェーズ1へのエントリーを検討する契機となるセミナーを開催 1回

(イ) 新規事業計画の策定支援

(フェーズ1：2026年8月～9月) 【10～15社程度】

- ・ 新規事業計画の策定支援を希望する企業から支援対象を10～15社を選定する。(セミナー参加企業に限らない。)
- ・ ケーススタディ型のワークショップを5回程度実施し、新規事業計画の策定を支援すること。
- ・ ワorkshopの実施方法は、内容によって全支援企業合同で行うか、支援企業ごとに個別に行うかを検討すること。なお、開催方法は会場開催が望ましいが、事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインでの開催に切り替えることも可能とする。
- ・ 実施内容は、支援企業による新規事業創出に関する着想、発案が促進され、実現に向けて論理的に思考が整理されるようなものとし、必要に応じて外部有識者を講師として招聘することを検討すること。

(内容例)

新規事業創出の知見習得、自社の技術・強みの整理・分析、ターゲットとする市場の動向や競合分析、新規事業や新製品開発の方向性の決定、達成に向けてやるべき事項の洗い出し、手法や必要な支援、スケジュールの検討 等

(ウ) 中間報告会 (2026年10月頃)

- ・ フェーズ1終了後、各支援企業のここまでの成果を共有する中間報告会を開催するため、当日の会場手配、当日運営、連絡調整、交流会を行うこと。
- ・ 開催方法は、原則、公開方式とする。具体的な開催方法は県と協議の上決定すること。

(エ) 新規事業計画の実行支援

(フェーズ2：2026年10月頃～2027年2月) 【5社程度】

- ・ 中間報告会開催後、フェーズ1参加企業のうち、新規事業計画の実行支援を希望する企業から、5社程度を選定する。
- ・ 支援の内容は、具体的な成果(秘密保持契約、実証実験の実施、製品化、見積依頼の受領、新規売上計上等)を目指すものとする。

- ・ コーディネーターによる個別面談を月 2 回程度実施し、新規事業計画の達成に向けた支援を行うこと。
- ・ コーディネーターによる個別面談のほか、必要に応じて、その市場や技術に精通し、適切な支援が行える専門家（外部有識者等）を選定し、個別面談の機会を用意すること。
- ・ 試作品や実証が必要な企業については、1 社あたり 50 万円を上限として経費を支援する。
- ・ スタートアップ等と連携するオープンイノベーションの手法による新規事業創出が有効な場合には、オープンイノベーションの実施を支援すること。

① 個別面談について

- ・ 面談は、技術の検証、詳細な市場情報の収集、ヒアリング、試作品開発、展示会等出展、広報活動、試作品等の顧客毎のカスタマイズ、試作品評価及び販路開拓等、新規事業開発に向けた支援をすること。
- ・ 事業期間終了後も支援企業が自発的かつ継続的に新規事業創出に向けた取組ができる方向性で支援を行うこと。

② 専門家による個別面談について

- ・ 個別面談にあたっては、事業内容に応じた適切な専門家をコーディネートすること。

③ 試作品開発や実証費用への支援について

- ・ 試作品開発及び実証が必要な支援企業については、その経費に対して 50 万円/社を上限として委託事業者が支援企業に対して負担すること。なお、対象経費に該当するかどうかは県と協議の上決定することとする。

④ オープンイノベーションの支援について

- ・ 他社との事業共創内容決定後は、共創相手となり得る事業会社やスタートアップ等の探索を支援し、マッチングに向けた個別商談機会を設定すること。
- ・ 個別商談の実施後は、共創相手の選定支援を行い、選定後は両社による具体的な取組に結び付くよう伴走支援を行うこと。

(オ) 新規事業計画の事業化支援

（アドバンス：2026 年 7 月頃～2027 年 3 月）【3 社程度】

- ・ 過去にフェーズ 2 又は愛知県や経済産業省等が実施したそれに類するプログラムに参加した企業のうち、新規事業計画の事業化に向けた支援を希望する企業から、3 社程度を選定する。
- ・ 支援の内容は、具体的な成果（秘密保持契約、実証実験の実施、製品化、見積依頼の受領、新規売上計上等）を目指すものとする。
- ・ コーディネーターによる個別面談を月 2 回程度実施し、新規事業計画の事業化に向けた支援を行うこと。
- ・ コーディネーターによる個別面談のほか、必要に応じて、その市場や技術に精

通し、適切な支援が行える専門家（外部有識者等）を選定し、個別面談の機会を用意すること。

- ・ 量産に向けた取組や販路開拓等の費用が必要な企業については、1社あたり50万円を上限として経費を支援する。

（カ） 成果報告会・事業成果の横展開（2027年3月中下旬）

- ・ 年度終盤には、各支援企業の取組の成果や関連する知見を共有する成果報告イベントを開催し、当日の会場手配、当日運営、連絡調整、交流会を行うこと。
- ・ 開催方法は、原則公開方式・オフラインで開催し、支援企業のモチベーション向上及び他の中小・中堅自動車サプライヤーをターゲットに新規事業創出の機運醸成を図ること。なお、事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインでの開催に切り替えることも可能とする。
- ・ 県内の中小・中堅自動車サプライヤーが新規事業開発に取り組む機運の醸成や取組を進める際の参考となるよう、支援プログラムの事業成果を横展開する広報用資料を企画し、作成すること。

（3） 実施体制

- ・ コーディネーターは、支援企業の必要に応じて、オンラインまたは対面で面談や簡易フィードバックに対応できる体制とする。
- ・ コーディネーターは必ずしも専従である必要はないが、専従でない場合は必ず複数人体制とし統括者1名を定めること。
- ・ コーディネーターとの打ち合わせ、相談連絡体制の整備等、本事業の実施において必要となる事項について、県との調整が円滑に行える体制とすること。

（4） その他

- ・ 参加企業の募集、申込受付及び問い合わせ等の事務及び対応を実施すること。
- ・ 事業の効果的な推進のために必要な広報を適宜実施するとともに、参加者募集やイベント実施、事業実施結果の情報発信のためのWEBページやSNS等を用いた効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 必要に応じて、参加企業に対して本事業内容に係る説明をオンラインまたは対面で実施すること。
- ・ 成果報告イベントについて、県が実施する他の事業と合同で開催する場合、県が必要とする場合は参画することとし、その際の費用は必要分を負担すること。
- ・ 隔週で1回程度、県に対して事業活動状況報告を行うこと。事業年度を超えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう、当該活動状況報告は、組織的に共有しやすい平易な内容とすること。
- ・ 県と調整の上、必要があると認められた場合、自動車サプライヤー支援に関する他の事業との連携・協力を行うこと。

5 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の内容については、本仕様書及び「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業」実施委託業務 企画提案募集要領に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- (4) 本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の実施にあたり、個人情報、企業情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (9) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (10) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (11) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (12) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (13) 天災等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (14) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。

6 委託契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 24 日（水）まで

7 成果物の提出

(1) 作成する成果物

- ・ 事業実施報告書（A 4 判・縦） 1 部
- ・ 4（2）（カ）で作成した広報用資料 10 部
- ・ 上記の電子データ 1 式
- ・ その他、県が指示したもの

※電子データは県が指定する形式で作成すること。

(2) 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課